

# 一宮市教育委員会委員候補者公募要項

令和3年4月1日

## 1. 趣旨について

教育行政を取り巻く環境は大きく変化をし、これまでになかった教育課題が生じている今、より一層の充実した施策の展開が求められています。このような状況に、スピード感を持って対応し、一宮市の公教育の質と信頼を高める必要があることから、義務教育就学中である児童生徒の保護者の意見を反映し、一宮市の実情に応じた主体的、積極的な教育行政を展開するため、未来を担う子どもたちに資する教育を考える人材を公募し、教育委員会の更なる活性化を図るものです。

## 2. 教育委員会委員の位置付け及び職務

教育委員会の委員（以下、教育委員という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律や地方自治法に基づき、教育委員会に置かれる職で、市議会の同意を得て、市長が任命する地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職の地方公務員（非常勤）です。

一宮市の教育委員会は、教育長及び6名の教育委員で組織されており、教育委員の主な職務は以下のとおりです。

- ・ 定例（月1回）及び臨時（随時）の教育委員会会議に出席し、議案等の審議・決定を行う。
- ・ 総合教育会議等に出席し、さまざまな教育課題等について審議する。
- ・ 研修会等に出席し、課題や情報を収集するとともに、自己研鑽する。
- ・ 各種式典、行事等に出席し、各種団体や地域との連携・交流を行う。

等、出務回数は平均月2～3回程度（会合・行事開催によって、月々の出務回数に差あり。また、土日祝日の出務もあり。）

## 3. 教育委員の禁止事項について

### （I）兼職について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条により、教育委員と以下の職との兼職は禁止されています。

- （1）地方公共団体の議会の議員若しくは長
- （2）地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員
- （3）地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

### （II）教育委員に禁止される行為について

地方自治法第180条の5第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第1項及び第6項により、以下の行為は禁止されています。

- （例）・職務上知ることができた秘密を漏らすこと（教育委員の職を退いた後も同様です。）  
・政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動を行うこと

## 4. 公募者数

教育委員会委員候補者（以下、委員候補者という。）1名

## 5. 任期・報酬

- ・任期 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に基づき、4年間（議会の同意を得た後、令和3年10月1日（就任予定日）から4年間の予定）
- ・報酬 月額51,200円（税込） ※報酬には原則、交通費を含みます。

## 6. 応募資格について

委員候補者に応募しようとする者は、次のすべての要件を満たす者でなければ応募できません。

- ・令和3年10月1日現在、一宮市に住所を有し、一宮市長の被選挙権を有する者であること
- ・令和3年10月1日現在、一宮市内の小学校に在学する5年生以下の児童の保護者であること
- ・破産者にあつては復権を得ていること
- ・禁錮以上の刑に処せられたことがないこと

## 7. 選考日程

(I) 応募受付期間 令和3年4月1日（木）～令和3年4月30日（金）

(II) 選考日程と選考方法

(1) 第1次選考 令和3年5月6日（木）～令和3年5月31日（月）

選考方法 : 応募申込書及び課題小論文審査

(2) 第2次選考 令和3年6月28日（月）を予定しています。

選考方法 : 個別面接

※第2次選考の日程等については、総務課より第1次選考合格者に対し個別に通知します。

（第2次選考の日程については、変更となる場合があります。）

※第2次選考の日程の通知で指定した日時に欠席又は棄権した場合は、選考を受ける資格を失います。

※個別面接に関することへの質問には応じません。

(III) 選考の結果発表

(1) 第1次選考結果 令和3年6月1日（火）

※選考結果については、総務課より各応募者あてに郵送で通知します。電話の問い合わせには応じることはできません。ただし、選考結果の通知が令和3年6月7日（月）までに届かない場合は、総務課までご連絡ください。

(2) 第2次選考結果 令和3年7月30日（金）を予定しています。

※選考結果については、第2次選考結果の結果発表日に、一宮市ウェブサイト（<http://www.city.ichinomiya.lg.jp>）へ委員候補者の受験番号を掲載する予定です。

※選考結果によって適任者がいない場合は、委員候補者を無しとします。

## 8. 教育委員の任命

- ・委員候補者については、第2次選考結果発表後、令和3年9月市議会に提案を予定し、その就任について議会の同意を求めます。
- ・委員候補者の教育委員就任について市議会の同意を得た場合、市長より教育委員としての任命を受けることとなります。
- ・市議会において教育委員就任の同意を得ることができなければ、教育委員としての任命を受けることができません。したがって、委員候補者としての資格を喪失することとなります。

## 9. 応募方法等

### (I) 応募に必要な書類

- (1) 一宮市教育委員会委員候補者応募申込書
- (2) 小論文

### (II) 応募方法

締切日までに下記応募先の総務課まで持参（市役所本庁舎 4F）または郵送して下さい。

**応募締切は、令和3年4月30日（金）です。**

※郵送の場合は、令和3年4月30日までの消印のあるものに限り。

※応募先：〒491-8501

一宮市本町二丁目5番6号

一宮市教育委員会 教育部 総務課（委員公募担当）

### (III) 注意事項

- (1) 郵便の事故等については、一切考慮しません。
- (2) 提出された書類の返却はしません。
- (3) 提出された論文は、一宮市に帰属します。

## 10. 小論文作成要領

次の小論文テーマについて、1000字以上2000字以内で論じて下さい。

400字詰め原稿用紙（A4サイズで横書き、片面印刷）。小論文テーマ・氏名は枠外に明記して下さい。

**小論文テーマ： 「一宮市の教育行政に対する私の提案」**

※提出された論文は、公表の対象となります。

※論文は日本語で記述をし、未発表のものに限り。

## 11. その他

- ・応募資格がないことが判明した場合は、委員候補者としての資格を取り消します。また、提出書類の記載事項が正しくないこと等が判明した場合も、資格を取り消す場合があります。
- ・応募に際して、一宮市が収集した個人情報、委員候補者の選考のための資料として用い、それ以外の目的には使用しません。また、一宮市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。ただし、委員候補者として選考された者の氏名・住所・生年月日・経歴等は、教育委員就任の同意を得るための議案に記載するとともに、その氏名・略歴等を一宮市ウェブサイトで公表します。また、議会の同意が得られた後の教育委員の任命に際しても、同様に市ウェブサイトでの公表や報道機関等に情報提供します。

※お問い合わせ先：

一宮市教育委員会 教育部 総務課 委員公募担当

電話番号：0586-85-7070（ダイヤルイン）

E-mail：[k-somu@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:k-somu@city.ichinomiya.lg.jp)